

# 学校法人 順天堂 寄附行為

学校法人 順 天 堂

# 学校法人 順天堂寄附行為

[昭和26年2月21日文部大臣認可 規第25-1号]

改正	昭和26年8月3日	昭和34年4月1日	昭和35年10月28日	昭和35年11月24日
	昭和38年4月10日	昭和40年4月1日	昭和44年12月15日	昭和47年4月1日
	昭和51年7月1日	昭和51年11月2日	昭和53年4月1日	昭和59年4月1日
	昭和63年12月22日	平成3年8月29日	平成4年12月21日	平成8年7月31日
	平成9年2月12日	平成15年11月27日	平成17年3月31日	平成18年7月21日
	平成19年4月1日	平成19年6月11日	平成19年8月7日	平成22年4月1日
	平成26年12月18日	平成30年8月31日	令和2年1月14日	令和2年4月1日
	令和3年4月1日	令和4年4月1日	令和4年8月31日	令和5年4月1日
	令和5年9月4日			

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人順天堂という。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、その事務所を東京都文京区本郷2丁目1番1号に置く。

(運営の基本)

第3条 この法人の運営は、私立学校法その他の法令の規定によるほか、この寄附行為の定めるところによる。

## 第2章 目的及び設置する学校

(目的)

第4条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行なうことを目的とする。

(設置する学校)

第5条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

順天堂大学 大学院	医学研究科
	スポーツ健康科学研究科
	医療看護学研究科
	保健医療学研究科
	国際教養学研究科
医学部	医学科
スポーツ健康科学部	スポーツ科学科
	スポーツマネジメント学科

	健康学科
	スポーツ健康科学科
医療看護学部	看護学科
保健看護学部	看護学科
国際教養学部	国際教養学科
保健医療学部	理学療法学科
	診療放射線学科
医療科学部	臨床検査学科
	臨床工学科
健康データサイエンス学部	健康データサイエンス学科
薬学部	薬学科

### 第3章 役 員

(役員)

第6条 この法人に次の役員を置く。

- 一 理事 21名以上26名以内
- 二 監事 2名

(善管注意義務)

第6条の2 役員は、法令及び寄附行為を遵守し、善良な管理者の注意義務をもって職務にあたるものとする。

(理事の選任)

第7条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 順天堂大学学長
- 二 順天堂大学医学部長
- 三 順天堂大学スポーツ健康科学部長
- 四 順天堂大学医療看護学部長
- 五 順天堂大学保健看護学部長
- 六 順天堂大学国際教養学部長
- 七 順天堂大学保健医療学部長
- 八 順天堂大学医療科学部長
- 九 順天堂大学健康データサイエンス学部長
- 十 順天堂大学医学部附属順天堂病院長
- 十一 順天堂大学医学部附属静岡病院長
- 十二 順天堂大学医学部附属浦安病院長
- 十三 順天堂大学医学部附属順天堂越谷病院長
- 十四 順天堂大学医学部附属順天堂東京江東高齢者医療センター院長

十五 順天堂大学医学部附属練馬病院長

十六 評議員の互選により選任された者 3名以上5名以内

十七 学識経験者のうちから前各号に掲げる理事の過半数の議決により選任された者 3名以上  
6名以内

2 前項第一号から第十六号までの理事は、それぞれ学長、学部長、病院長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(理事長)

第8条 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

3 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは専務理事が、理事長・専務理事双方に事故があるとき、又は欠けたときは理事会においてあらかじめ定めた理事が、それぞれ理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行なう。

(理事の代表権の制限)

第9条 理事長以外の理事は、すべてこの法人の業務について、この法人を代表しない。

(専務理事、常務理事)

第10条 理事長は、理事会の承認を経て、理事のうちから専務理事1名、常務理事2名以内を置くことができる。

2 専務理事は、理事長を補佐する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事する。

(業務担当理事)

第11条 理事長は、理事会の承認を経て、理事のうちから業務担当理事若干名を置くことができる。

2 業務担当理事は、その担当する業務を掌理し、当該業務の執行上の責に任ずる。

(理事会)

第12条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の2分の1以上の理事から、又は評議員会から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から10日以内に、理事会を招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、少なくとも会議の4日前までに、各理事に対して、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

6 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

7 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員又は評議員会議長は、理事会を招集することができる。

8 前項及び第16条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事

の互選によって定める。

9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事（ただし、第12項の規定により排斥される理事を除く。）の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、次の各号に掲げる事項については、出席した理事の3分の2以上の議決を要するものとする。

一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資

産の処分に関する事項

二 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項

12 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

（議事録）

第13条 理事会の議事録には、開催の期日及び場所並びに議決事項その他必要と思われる事項を記載し、議長及び出席理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印のうえ、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

2 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

（監事の選任）

第14条 監事は、この法人の理事、職員（この法人が設置する学校その他の施設に勤務する教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者のうちから評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することが出来る者を選任するものとする。

（常任監事）

第15条 理事長は、理事会の承認を経て、監事のうちから常任監事1名を置くことができる。

2 常任監事は、常勤とし、第16条に定める監事の職務を行なうものとする。

（監事の職務）

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行なう。

一 この法人の業務を監査すること

二 この法人の財産の状況を監査すること

三 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること

四 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること

五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したと

きは、これを文部科学大臣又は理事会及び評議員会に報告すること

六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること

七 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること

2 前項第六号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員の任期)

第17条 役員（第 7 条第一号より第十五号までに掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、4 年とする。ただし、再任をさまたげない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とすることができます。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまで、なお、その職務（理事長、専務理事又は常務理事にあっては、その職務を含む。）を行なう。

(役員の補充)

第18条 この法人の理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 をこえるものが欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

第19条 役員が次の各号の一に該当する場合において理事会及び評議員会におけるそれぞれ 3 分の 2 の議決があったときは、その任期中であっても、これを解任することができる。

一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反した場合

二 職務上の義務に著しく違反した場合

三 この法人の名誉を著しく傷つけた場合

四 心身の故障のため職務の執行に堪えない場合

2 役員は次の事由によって退任する。

一 任期の満了

二 辞任

三 死亡

四 私立学校法第三十八条第一号又は第二号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(責任の免除)

第19条の 2 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法

人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第19条の3 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でない者に限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによつて生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(役員の報酬)

第20条 役員は、有給とすることができます。

2 役員の報酬は、別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第4章 評議員会

(評議員会の組織)

第21条 この法人に評議員会を置き、43名以上54名以内の評議員をもつて組織する。

(評議員の選任)

第22条 評議員となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人の職員のうちから理事会において選任された者 11名以上14名以内
  - 二 この法人の設置する学校を卒業した者で、年令25歳以上の者のうちから理事会において選任された者 9名以上11名以内
  - 三 この法人の理事長
  - 四 順天堂大学学長
  - 五 前二号に掲げる理事以外の理事のうちから理事会において選任された者 6名以上9名以内
  - 六 学識経験者のうちから評議員会において選任された者 15名以上18名以内
- 2 前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる評議員は、それぞれ職員、理事長、学長又は理事の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第23条 第17条の規定は、評議員に準用する。

(評議員の解任及び退任)

第23条の2 評議員が次の各号に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
  - 二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する。

一 任期の満了

二 辞任

三 死亡

(議 長)

第24条 評議員会の議長は、理事長とする。

- 2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、評議員会において、あらかじめ定めた評議員が、議長の職務を代理し、又は議長の職務を行なう。  
(評議員会)

第25条 評議員会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、評議員総数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して請求のあったときは、請求のあった日から20日以内に、評議員会を招集しなければならない。
- 3 評議員会を招集するには、少なくとも会議の7日前までに、各評議員に対して、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。ただし、緊急の場合には、この限りではない。
- 4 評議員会は、評議員（ただし、第8項の規定により除斥される評議員を除く。）の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 5 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 6 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 8 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第26条 評議員会の議事録については、第13条の規定を準用する。ただし、この場合は議長及び出席評議員のうち2名以上が署名押印するものとする。

(諮問事項)

第27条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならぬ。

- 一 予算及び事業計画
- 二 事業に関する中期的な計画
- 三 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- 四 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- 五 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 六 寄附金の募集に関する事項

- 七 寄附行為の変更
- 八 寄附行為の施行規則に関する事項
- 九 合併
- 十 目的たる事業の成功の不能による解散
- 十一 その他理事長が、この法人の業務に関して重要と認める事項

## 第5章 顧問

(顧問)

第28条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の重要な業務について、理事長の諮問に応じ、意見を述べるものとする。

## 第6章 資産及び会計

(資産)

第29条 この法人の資産は、次の通りとする。

- 一 財産目録記載の財産
- 二 資産から生ずる果実
- 三 授業料、入学会員及び試験料
- 四 附属病院収入
- 五 寄附金品
- 六 その他の収入

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って、基本財産又は運用財産に編入する。

(資産の管理、処分)

第31条 この法人の資産は、理事長が管理し処分する。

(経費の支弁)

第32条 この法人の事業の遂行に要する経費は、運用財産中不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学会員、試験料、附属病院収入その他の運用財産（不動産及び積立金を除く。）をもって支弁する。

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第34条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成して、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上で、理事会において出席理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年ごとに、理事長が編成して、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上で、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決 算)

第35条 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第36条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書等計算書類、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成するものとする。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事業所に備え置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第36条の2 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

一 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき

　寄附行為の内容

二 監査報告書を作成したとき　　当該監査報告書の内容

三 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき　　これらの書類の内容

四 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき　　当該報酬等の支給の基準

(資産総額の変更登記)

第36条の3 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

## 第7章 解 散

(解 散)

第37条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- 二 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席理事の3分の2以上の議決
- 三 合併
- 四 破産
- 五 文部科学大臣の解散命令

2 前項第一号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認可を、同項第二号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第38条 この法人の解散（合併及び破産による解散を除く。）に伴う残余財産の帰属すべき者は、他の学校法人その他教育の事業を行なう者のうちから、理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を経て選定する。

(合併)

第39条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の議決を経て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

## 第8章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第40条 この法人の寄附行為を変更するには、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上で、理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上で、理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

## 第9章 補 則

(書類及び帳簿の備付け)

第41条 この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- 一 役員及び評議員の履歴書
- 二 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類
- 三 その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、順天堂大学の掲示場に掲示して行なう。

(施行規則)

第43条 この寄附行為の施行規則は、理事会において定める。

## **附　　則**

1 この法人組織変更当初の役員は、次の通りとする。

理事長 佐藤 達次郎  
理事 有山 登  
理事 佐藤 亨  
理事 東 俊郎  
理事 江川 英文  
理事 望月 郁三  
理事 加藤 譲  
監事 松本 本松  
監事 加藤 成之

2 前項の役員は、組織変更後すみやかに第7条及び第15条の規定によって新たな役員が選任されるまで、この法人の役員となる。

3 組織変更後最初の評議員の選任にかぎり第23条第1項にいう理事会は、附則第1項に掲げる理事をもって構成する理事会とする。

4 組織変更後最初の施行規則の制定にかぎり第43条にいう理事会は、附則第1項に掲げる理事をもって構成する理事会とする。

## **附　　則**

この寄附行為は、昭和26年2月21日から施行する。

## **附　　則**

この寄附行為は、昭和26年8月3日から施行し、昭和26年4月27日から適用する。

## **附　　則**

この寄附行為は、昭和34年4月1日から施行する。

## **附　　則**

この寄附行為は、昭和35年10月28日から施行し、昭和26年12月14日から適用する。

## **附　　則**

この寄附行為は、昭和35年11月24日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

## **附　　則**

この寄附行為は、昭和38年4月10日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

## **附　　則**

この寄附行為は、昭和40年4月1日から施行する。

## **附　　則**

この寄附行為は、昭和44年12月15日から施行し、昭和44年5月28日から適用する。

## **附　　則**

1 この寄附行為は、昭和47年4月1日から施行する。

2 現に理事及び監事の職にあるものの任期は、改正前の寄附行為第18条第1項の規定に拘わらず、

この寄附行為施行の前日までとする。

#### **附　　則**

この寄附行為は、昭和51年7月1日から施行する。

#### **附　　則**

この寄附行為は、昭和51年11月2日から施行する。

#### **附　　則**

この寄附行為は、昭和53年4月1日から施行する。

#### **附　　則**

この寄附行為は、昭和59年4月1日から施行する。

#### **附　　則**

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和63年12月22日）から施行する。

#### **附　　則**

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成3年8月29日）から施行し、平成3年4月1日から適用する。

#### **附　　則**

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成4年12月21日）から施行する。

#### **附　　則**

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成8年7月31日）から施行し、平成8年4月1日から適用する。

#### **附　　則**

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成9年2月12日）から施行し、平成9年4月1日から適用する。

#### **附　　則**

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成15年11月27日）から施行し、平成16年4月1日から適用する。

#### **附　　則**

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年3月31日）から施行し、平成17年4月1日から適用する。

#### **附　　則**

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年7月21日）から施行する。

#### **附　　則**

この寄附行為は、平成18年11月30日 文部科学大臣の認可を受け、平成19年4月1日から施行する。

#### **附　　則**

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成19年6月11日）から施行する。

#### **附　　則**

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成19年8月7日）から施行する。

## **附　　則**

この寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

## **附　　則**

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成26年12月18日）から施行する。

## **附　　則**

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成30年8月31日）から施行する。

## **附　　則**

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和2年1月14日）から施行する。

## **附　　則**

令和2年1月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

## **附　　則**

この寄附行為は、令和3年4月1日から施行する。

## **附　　則**

この寄附行為は、令和4年4月1日から施行する。

## **附　　則**

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和4年8月31日）から施行する。

## **附　　則**

令和5年2月3日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和5年4月1日から施行する。

## **附　　則**

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和5年9月4日）から施行する。



